

政治のゴタゴタに埋もれた国家 IT 戦略、「官民データ利活用社会」って何だ

2017. 6. 30 日経

第 1 部の総論では、「全ての国民が IT 利活用やデータ利活用を意識せず、その便益を享受し、真に豊かさを実感できる社会」を「官民データ利活用社会」と位置付けた。これまで目標としてきた「世界最先端 IT 国家」の具体像が「世界最高水準の IT 利活用社会」であるとし、官民データ活用推進基本計画に基づく施策の実施によって実現するという流れである。

推進体制として政府 CIO を司令塔とすることはこれまでと変わらないが、各府省庁には新たに「EBPM 推進統括官」を置く。EBPM は「Evidence Based Policy Making」の略であり、「証拠に基づく政策の企画・立案」のこと。証拠とはデータに基づく情報を意味する。政府の統計改革推進会議が 5 月に決定した「最終取りまとめ」に EBPM が記載され、骨太の方針でも予算編成への EBPM の反映を求めるなど、EBPM は直近の政府文書で頻出しているキーワードである。

各府省庁の EBPM 推進統括官は、政策部門での官民データの活用など、EBPM に関する取り組みを主導する役割を担う。具体的には、政策課題の把握、政策効果の予測・測定、政策の評価・改善をデータに基づいて連動させる「EBPM サイクル」の構築などを推進する。

また、官民データ活用推進戦略会議の下に「EBPM 推進委員会」を設け、各府省庁の EBPM 推進統括官などが参加して政府横断の EBPM 推進にも取り組む。たとえばマイナンバー制度の導入に伴い、まずは社会保障・税の分野で給付と負担の関係などの詳細データに基づいて政策効果の分析・評価が可能になるはずだ。今後、銀行口座へのマイナンバーの付番が浸透すれば、所得だけでなく資産も考慮した社会保障制度の設計も現実味が増す。

このほか、IT が社会変革の推進力として存在感を増していることを踏まえて、これまで以上に政府内の他組織との連携も深めていく。具体的には、知的財産戦略本部での知的財産制度の整備、サイバーセキュリティ戦略本部での官民データのセキュリティ対策の強化、規制改革推進会議での行政手続きの簡素化・IT 化と規制改革、個人情報保護委員会での個人情報の保護や適正な活用などが連携の対象になる。

大本のデジタル・ガバメントとオープンデータの方針も決定

世界最先端 IT 国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画が閣議決定された 5

月 30 日には、電子行政に関わる二つの重要な方針も IT 総合戦略本部と官民データ活用推進戦略会議で決定された。一つは「デジタル・ガバメント推進方針」、もうひとつは「オープンデータ基本指針」である。

このうち、デジタル・ガバメント推進方針は、IT 総合戦略本部の新戦略推進専門調査会電子行政分科会で検討してきた「新たな電子行政の方針についての考え方」と、同調査会データ活用基盤・課題解決分科会の規制制度改革ワーキングチームが検討してきた「デジタルファースト・アクションプラン」とを統合したものである。

前者は、IoT(インターネット・オブ・シングズ)や人工知能(AI)などの最新のデジタル技術の徹底活用による利用者中心のサービス提供と、官民協働による行政サービス改革の方針を定めた内容。後者は、行政手続きの IT 化の 3 原則(デジタルファースト、コネクテッド・ワンストップ、ワンスオンリー)と 1 年以内の具体的な取り組み事項をまとめている。

電子行政への取り組みの観点からは、世界最先端 IT 国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画は、デジタル・ガバメント推進方針とオープンデータ基本指針に沿った具体的な取り組み施策を達成目標(KPI)と数年間のスケジュールとともに示した実行計画であるともみなせる。

官民データ活用推進基本計画の施策集では、電子行政に関わる事項は「行政手続きのオンライン化原則」(基本法第 10 条関係)、「オープンデータの推進」(基本法第 11 条第 1 項・第 2 項関係)、「情報システム改革・業務の見直し」(基本法第 15 条第 1 項関係)の主に 3 カ所に記載されている。順に主要な事項を見ていこう。

#### 事業者の行政手続きコストを 19 年度までに 20%削減

「行政手続きのオンライン化原則」に関しては、未来投資戦略の「規制改革、行政手続きの簡素化、IT 化の一体的推進」の項で、KPI として「2020 年 3 月までに重点分野の行政手続きコストを 20%以上削減する」ことがうたわれた。ここでの重点分野とは、営業の許認可手続き、社会保険手続き、国税、地方税、補助金手続き、調査・統計への協力、労務管理手続き、商業登記等、従業員の請求に基づく各種証明書発行の 9 分野である。

この KPI を達成するために基本計画では、申請・交付時のオンライン接点の状況把握、オンライン化の阻害要因(書面・対面規定)や重複添付書類の洗い出し、API

(アプリケーション・プログラミング・インタフェース)公開の有無、業務フローなど、府省庁・自治体の行政手続きの棚卸しを実施する。各府省庁は2017年度末に「行政手続きオンライン化推進計画(仮称)」を取りまとめる。自治体には、「都道府県・市町村官民データ活用推進計画」などに手続きのオンライン化計画を組み込むことを期待する。

2018年の通常国会から順次、オンライン化原則に向けた法案を提出。マイナンバー制度の活用により、行政手続きの際に住民票の写しや戸籍謄抄本、登記事項証明書等の提出を不要にするほか、法人番号による政府全体のバックオフィス連携などを進める。マイナンバーカードと電子委任状による政府調達、2018年度中に始める計画だ。自治体による住民税の特別徴収税額通知の電子化の促進や、産業保安法令(電気事業法、ガス事業法、鉱山保安法など)に基づく事業者の申請手続きのオンライン化など、関係する企業数や手続き件数が多い事項も重点施策に盛り込んだ。

20年度までに全自治体がオープンデータに取り組む

オープンデータの推進については、未来投資戦略の「データ利活用基盤の構築、徹底したデータ利活用に向けた制度整備」の項で、2020年までを集中取り組み期間に位置付けた。基本計画の施策集では、同期間中に「機械判読に適したファイル形式での提供率を100%にする」と、「自治体のオープンデータ取り組み率を2020年度までに100%にする」ことをKPIとして設定した。

各府省庁はオープンデータ基本指針に基づいて、前述した行政手続きの棚卸しと並行して2017年9月までに保有データについても棚卸しを実施する。公開/非公開の区別や公開ファイル形式、非公開理由をリスト化して10月に公開。そのリストを基に、2017年度後半に有識者・企業・自治体を交えた官民ラウンドテーブルを開催して民間のデータ活用ニーズを把握し、2018年度以降に必要な法改正を進める。

2017年5月時点でオープンデータに取り組んでいる自治体は、243市区町村・36都道府県にとどまり、全体の15%余りに過ぎない。2020年度までに100%という難度の高いKPIの実現に向けて、国は自治体への支援を充実させる。2017年9月頃に提示予定の都道府県・市町村官民データ活用推進計画のひな型で、最低限公開することが望ましいデータセットやフォーマット標準例を提示するほか、2017年度中に自治体職員向けのオープンデータ試験環境や、自治体と民間企業との調整・仲介(マッチング)機能を設ける。

このほか、オープンデータを前提として情報システムや業務プロセスを設計・運用す

る「オープンデータ・バイ・デザイン」を推進する。具体的には、公開可能なデータを抽出・公開するための API などの仕組みをシステム要件に含める、データベース構築にあたって合理的な理由なしに非公開とする場合は予算計上を認めないなどの措置をとる。こうした方針はデジタル・ガバメント推進方針に基づいて 2017 年中に策定する「デジタル・ガバメント実行計画」に盛り込む。具体的な事項は、政府情報システムの整備・管理の標準ガイドラインにも記載することで実効性を高める。

自治体の文教系システムもクラウド化へ

「情報システム改革・業務の見直し」は、未来投資戦略では前出の「行政手続きのオンライン化原則」とともに「規制改革、行政手続きの簡素化、IT 化の一体的推進」の項に記載されている。こちらはデジタル・ガバメント推進方針の本体部分に関する具体的施策を提示したものになる。

2017 年中に政府横断の「デジタル・ガバメント実行計画」を策定するのに続いて、各府省には 2018 年上半期をめぐりに中長期計画を策定することを求めている。新たに「クラウド・バイ・デフォルト原則」を導入し、2017 年度中に民間クラウドサービスの政府認証制度の創設などを検討。2018 年度までに民間クラウドサービスなどの利用にあたっての考え方や課題を取りまとめる。

同様に新たに導入する「サービスデザイン思考」については、2017 年中に実践のための事例や原則・方法論をまとめたリファレンス「サービスデザインガイド(仮称)」を作成する。同年中にサービス改革の重点分野を設定したうえで、取り組みの内容やスケジュールを具体化する。また、2017 年度中にブロックチェーン技術による業務改革(BPR)・電子行政の実証にも着手。2018 年度をめぐりに計画の策定や制度整備を進める。

自治体に関しては、各団体が策定したクラウド導入計画の進捗を、国が管理するとした。特に、自治体ごとの業務や様式の差が大きく首長部局のシステムに比べてクラウド化が進んでいない文教系システム(校務システム)については、2017 年度中に考え方を整理し、2018 年度から共同化に向けた取り組みを推進する。小学校でのプログラミング教育が必修化される 2020 年度までには、児童・生徒も使用する授業・学習系システムを校務系クラウドとセキュリティを保って連携できる環境をすべての学校で整えるとしている。